

広島県告示第二百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十九年広島県告示第八百四十五号で認可した河内都市計画下水道事業河内公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

河内都市計画下水道事業河内公共下水道

三 事業施行期間

平成三年九月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

東広島市河内町中河内、下河内、入野

使用の部分

東広島市河内町上河内、中河内、下河内、入野